

## 職場復帰支援委員会

2024年10月29日

『そもそも論』の第30回は、京大のユニークな制度の第三弾、「職場復帰支援“委員会”」です。この委員会は復職事例ごとに設置・開催されます。当該職員の復職の可否を判断し、復職先や就業上の配慮などについて検討する合議体で、構成員は、①総括産業医、②担当産業医、③所属部局の長(必要に応じて直属上司も陪席)、④人事課長、および⑤環境安全保健課長の計5～6名です。

委員会では、最初に上司から休職に至った経緯や最近の状況が報告されます。ついで、面談した担当産業医から休職者が復職できる健康状態に達しているかどうかの判断が示されます。なお復職可能の水準は、「直ちに(特に必要と認められた場合は所定の職場復帰支援の期間[おおむね3か月以内]を経たのち)標準的な就業(所定労働時間に、心身に過重な負荷をもたらすことなく、上司が指示する業務に従事すること)が可能と判断されること」としています。その審議の中で、上司から業務に対する従前の態度や能力、あるいは職場の人間関係や家庭の事情も聞いています。

復職できる水準と判断されれば、配置先(原職復帰でよいか)を検討します。人間関係のこじれなどがある場合は別の配置先を探しますが、その際に異なる部局に異動させることがあり、新たな配置先部局が復職者を受け入れやすいよう人事面で配慮・措置することができるという意味で、人事のトップが出席していることが重要な意味を持ちます。最後に、担当産業医があらかじめ用意しておいた就業上の配慮を含めた支援計画を提示します。進行とまとめは総括産業医が行います。

委員会は非公開で、議事録は得られた結論のみとし、誰がどのような発言をしたかは記録も公表もされません。率直に情報・意見交換をしてその後の円滑な就業を図ります。復職を後押しする場合がほとんどですが、休・復職を繰り返していたために、「これが最後のチャンスですよ」と部局長を通じて申し渡したこともあります。この委員会は復職事例だけでなく、勤怠不良事例に対しても開かれることがあります。

この委員会の委員は「長」がつく人ばかりで、また開催を急ぐ場合がほとんどなので、日程調整が大変で、昼休みや夕方の勤務時間外に開くこともあります。しかし、この委員会のおかげで事業者の総意として意思決定することができ、また関係者が情報を共有できてとても有用です。職場復帰支援プログラムは産業医(川村)が作成しましたが、この委員会方式は事務方主導で設けられました。このあたりも産業医-人事(事務)-安全衛生(事務)の連携の産物です。

ただ、この委員会は安全衛生を担当する部局の内規である「職場復帰支援要項」で規定されているものであって大学(事業者全体)レベルの就業規則には載っていないので、手続き的には、就業規則の記載通り、産業医が意見を述べ、総長から管理権限の大幅な委譲を受けている部局長

が決定することになっています。そのため、委員会の判断と部局長の最終決定が食い違うということが起こりえます。

実際にそういうことがありました。産業医は「休職者はうつ病が十分に回復していないため、復職は時期尚早」という意見を述べ、委員会としてもその意見に沿って復職不可としたのですが、委員会終了後に部局長が復職を認め、休職者は復職しました。ところが、復職者は復職してほどなく自殺してしまったのです。その部局長は委員会のメンバーであり、委員会の審議にも参加していて委員会判断には異論は唱えていなかったのですが、なぜか委員会終了後に復職を認める決定を下したのです。訴訟その他のもめ事には至りませんでした。委員会の悲しい歴史として残ることになりました。